

賃料一時支払猶予合意書

賃貸人（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）は、甲乙間の東京都千代田区麹町●●ビル（以下「本物件」という。）に関する令和5年5月1日付け建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）について、次のとおり合意する（以下「本合意」という。）。

- 1 甲及び乙は、●●により本物件における乙の事業の売上の大幅な減少（以下「本件特殊事情」という。）が生じていることを考慮し、乙を支援する目的で、本契約に基づく賃料につき、令和7年6月分（同年5月末日支払期限）乃至同年8月分（同年7月末日支払期限）の3か月間、その支払を猶予する。
- 2 乙は、前項で猶予された賃料合計●●円を 12回に分割して、これを令和7年9月分（同年8月末日支払期限）以降令和8年8月分（同年7月末日支払期限）までの各家賃に加算して甲に対し支払う。
- 3 第1項で猶予された賃料の各支払期限より前に、本件特殊事情が解消した場合又は公的機関から賃料補助を受けられるなど本件特殊事情を回復できる見通しが生じた場合、第1項に関わらず、乙は、甲に対し、各期限通りに賃料を支払うものとする。
- 4 乙は、本件特殊事情を解消・回復するため、最善を尽くし、第1項で猶予された賃料に関し公的機関から補助金等が受けられるときは、これを速やかに申請するものとする。
- 5 第2項に関わらず、乙が第1項で猶予された賃料に関し公的機関から補助金等を受領したときは、乙は、甲に対し、当該受領した補助金等の金額を直ちに支払う（当該支払は、第2項に基づく分割金の一部に支払期限の遅い方から順に充当する）。
- 6 本契約が終了した場合（終了事由を問わない。）又は乙が第2項に定める金員の支払いを1回でも怠ったときは、乙は、当然に期限の利益を失い、第1項で猶予された賃料合計額から既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益の喪失日の翌日から支払済みまで年15%の割合による遅延損害金を甲に対し直ちに支払う。
- 7 本合意は、本件特殊事情を考慮した一時的な措置であり、本件特殊事情が消滅又は回復するか否かに関わらず、令和7年9月分（同年8月末日支払期限）以降は、甲乙別途合意しない限り、賃料の支払猶予は一切せず、乙は、甲に対し、本契約に基づく各期限通りに賃料を支払うものとする。
- 8 本合意に規定なき事項は、本契約に従う。

令和7年5月1日

甲

乙